



68年ぶり法改正 財務省が検討

財務省が今月開かれる

政府の税制調査会に脱税

調査の見直しの方向性な

どを提示する。国犯法の

改正は年末にかけて与党

の税制調査会と調整し、

17年度税制改正大綱に盛

り込む考え方だ。国犯法は

1948年の改正以来、

ほぼ見直しをしておら

ず、条文もいまだにカタ

カナ表記だ。今回の改正

に伴い同法を国税通則法

に編入する見通しだ。

現在、国税検察官が脱

財務省と国税庁は脱税調査（3面きょうの「ことば」）に際し、クラウドなどインターネット上に保存されているメールなどの情報を強制的に押収できる権限を認める検討に入った。国税犯則取締法を68年ぶりに改正し、2017年にも実施する。IT（情報技術）を駆使した悪質な脱税や国際的な税逃れが増えていくとみており、国税の検査権限を強化する。夜間の強制調査も可能にする。

脱税 ITデータも調査

調査をする際、被疑者の協力を得て任意で提出してもらわないとIT関連の機器に保管された情報が入手できない。電子化された情報を探し、押さえる明確な規定が国刑法にないからだ。被疑者は側が任意提出するケーブルや会計の帳簿などを保管するが、それでも見直しをしておらず、条文もいまだにカタ表記だ。今回の改正によって検査官が自宅や会社などからパソコンを差し押さえた上で、被疑者の同意がなくとも中に入っているデータ

ダを複写して調査できるよう法的権限を持たせる。クラウドなどコンピュータ（サーバー）が提供しているソフトウェアに保存されている電子メールなどのIT情報

の調査は刑事訴訟法では認められている。脱税調査では検査権限の強化につながらるとの慎重論もある。対応が遅れていた。

脱税事件は租税回避地

（タックスヘイブン）の職務執行ができなかつたが、それが可能にする。

現在もネット企業側は国税に一定の調査協力をしているようだが、被疑者からプライバシー侵害などで訴えられるリスクを抱える。協力企業を何らかの形で保護するよう法制面から手当てる。

脱税事件は租税回避地（タックスヘイブン）の職務執行ができなかつたが、それが可能にする。

ナマ文書」で関心を集めたように急速に国際化が進んでいる。手紙や書類の郵送で情報を取り取りりするケースは減少する一方で、クラウド上などにある海外子会社や会計事務所などよりも、現地の被疑者の情報について照会があった場合、その被疑者との関係が疑われる日本の企業や個人のIT情報を収集し、提供できれば協力関係が深まるメリットもある。

今回の改正では深夜などの夜間の強制調査も可能にする。国犯法では「日没」以降は認められない。検査官は許可を得なければ管轄区域外では